

エピック・ファンド・オブ・ファンズ -
エピック・ヘッジファンド・セレクション 1
(Epic Fund of Funds – Epic Hedge Fund Selection 1)

円建 / ケイマン諸島籍 / オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書

計算期間 自 平成23年12月16日
(第1期) 至 平成24年11月30日

管理会社

インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

代行協会員

ヘッジファンド証券株式会社

目 次

	頁
1 . ファンドの運用の経過	1
2 . ファンドの運用状況	2
3 . ファンドの経理状況	5

(注) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。

平成25年1月1日から同年12月31日までの間、分配金および買戻し時または償還時の差益に対し、所得税7%に2.1%の率を乗じた復興特別所得税が付加され、10.147%^(注1)(所得税および復興特別所得税7.147%ならびに住民税3%(法人受益者は7.147%^(注2)の源泉徴収が行われます。))の税率が適用されます。

(注1) 平成26年1月1日から平成49年12月31日までの税率は20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)となります。

(注2) 平成26年1月1日から平成49年12月31日までの税率は15.315%となります。

なお、復興特別所得税に係る記載がされた目論見書の再交付をご希望される受益者の方につきましては、お申し出頂ければ再度、送付させて頂きますので、その旨を販売会社までお申し出ください。

1. ファンドの運用の経過

エピック・ヘッジファンド・セレクション1の2012年11月30日終了会計年度の運用経過についてご報告申し上げます。

本会計年度においては、欧州債務問題が再燃し、政治危機や銀行危機に発展するとの不安から、国内及び海外投資家心理が悪化し、欧州国債への売り圧力が収まらない状況下で、80円を上回る円高が定着しました。日本株式市場も、欧州債務問題の影響と円高を受け、日経平均で8,000円台～10,000円台と低迷しました。

このような状況下、世界的なリスクオフの流れが強まり、日本株式市場においても市場全体が低迷する中、一部のディフェンシブ銘柄に資金が集中し、割高・割安の解消がなかなか進まず、各組入ファンドの運用成績がマイナスで推移した結果、同期間のエピック・ヘッジファンド・セレクション1の収益率は-11.12%となりました。

2012年12月の政権交代を受け、『デフレの脱却』を主眼とした政策、いわゆるアベノミクス期待から為替も90円台後半が定着し、好転する企業業績を先取りして、日本株式市場は大幅に反転し、出来高も増加しております。今後は投資家心理がさらに改善し、割高・割安に着目した各組入ファンドの投資戦略が機能していくものと考えております。

2. ファンドの運用状況

ファンドは、2011年12月19日から運用を開始している。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2013年3月末日現在)

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%) (注)
投資信託	ケイマン諸島	603,037,121	99.32
現金およびその他の資産(負債控除後)		4,112,713	0.68
合計 (純資産総額)		607,149,834	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2013年3月末日現在)

順位	銘柄名	地域	種類	保有口数	簿価(円)		時価(円)		投資比率(%)
					1口当たり	合計	1口当たり	合計	
1	ブラウイス	ケイマン諸島	投資信託	11,713	16,962	198,675,906	17,305	202,693,465	33.38
2	レゾリューション	ケイマン諸島	投資信託	19,875	10,000	198,750,000	10,722	213,099,750	35.10
3	ウィズダム	ケイマン諸島	投資信託	16,678	11,854	197,692,665	11,227	187,243,906	30.84

投資不動産物件

該当なし。(2013年3月末日現在)

その他の投資資産の主要なもの

該当なし。(2013年3月末日現在)

(3) 運用実績

純資産の推移

各計算期間末ならびに2013年3月末日前一年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産価額 (円)
第1期末日(2012年11月30日)	607	8,888
2012年		
4月末日	683	10,031
5月末日	662	9,694
6月末日	654	9,566
7月末日	640	9,363
8月末日	620	9,080
9月末日	618	9,039
10月末日	617	9,024
11月末日	607	8,888
12月末日	611	8,947
2013年		
1月末日	585	9,244
2月末日	595	9,389
3月末日	607	9,578

分配の推移

該当なし。

収益率の推移

	収益率(注)
第1期(2011年12月19日(運用開始日)~2012年11月30日)	-11.12%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当り純資産価額(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)(税引前)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当り純資産価額(分配落の額)(税引前)(ただし第1期については当初募集価格(受益証券1口当たり10,000円))

(4) 販売及び買戻しの実績

下記の期間における販売および買戻しの実績ならびに下記期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

期 間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期(2011年12月16日 (当初募集最終日)~2012年11月30日)	68,387.92063 (68,387.92063)	0 (0)	68,387.92063 (68,387.92063)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1期の販売口数は、当初募集期間の販売口数を含む。

(5) 純資産額計算書

(2012年11月末日現在)

	円 (を除く)
資産総額	604,323,103
負債総額	4,361,668
純資産総額 (-)	599,961,435
発行済口数	68,388口
1口当たり純資産価額 (/)	8,773

3 . ファンドの経理状況

以下に掲げるファンドの第1期の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第127条第5項但書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるKPMGの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領している。

ファンドの原文の財務書類は日本円で表示されている。

KPMG
私書箱493
センチュリー・ヤード、クリケット・スクエア
グランド・ケイマン KY1-1106
ケイマン諸島

電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
HP www.kpmg.ky

株主向け監査報告書

我々は、エピック・ファンド・オブ・ファンズのシリーズ・トラストであるエピック・ヘッジファンド・セレクション1の添付財務書類の監査を行った。財務書類は、2012年11月30日現在の財政状態計算書、2011年12月16日（運用開始日）から2012年11月30日までの期間に関する包括利益計算書、持分計算書およびキャッシュフロー計算書ならびに注記、重要な会計方針の概要およびその他の情報から構成される。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に従いこれらの財務書類を作成し、適正に表示する責任、および、不正または過失にかかわらず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために経営陣が必要と考える内部統制に対する責任を有する。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に基づき監査を実施した。国際監査基準では、倫理的要件を順守し、財務書類に重大な虚偽表示が含まれていないかについて合理的な保証を得るために監査を計画、実施することが求められる。

監査では、財務書類に含まれる金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手順を実施する。この手順は我々の判断により選ばれ、不正または過失による重大な虚偽表示が財務書類に含まれるリスクを評価する手順等もある。こうしたリスク評価を行う際、我々は、状況に合った監査手順を確立するため、ファンドの財務書類の作成および適正表示に関連する内部統制を検討するが、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。また、監査には、使用されている会計原則の適切性および経営陣が作成する会計上の見積りの妥当性の評価、ならびに、財務書類の全体的表示の評価が含まれる。

我々は、入手した監査証拠が我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えている。

意見

我々の意見では、財務書類は、すべての重要な側面において、国際財務報告基準に従い、2012年11月30日現在のファンドの財政状態および2011年12月16日（運用開始日）から2012年11月30日までの期間に関する財務実績およびキャッシュフローを適正に表示している。

2013年4月2日



KPMG
P. O. Box 493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Unitholders

We have audited the accompanying financial statements of Epic Hedge Fund Selection 1 ("the Series Trust"), a series trust of Epic Fund of Funds, which comprise the statement of financial position as at 30 November 2012, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the period from 16 December 2011 (date of commencement of operations) to 30 November 2012, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 30 November 2012, and its financial performance and its cash flows for the period from 16 December 2011 (date of commencement of operations) to 30 November 2012 in accordance with International Financial Reporting Standards.

2 April 2013

財務諸表

(1) 貸借対照表

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 財務状態計算書
 2012年11月30日現在

	注記	2012年度 円
資産		
現金及び現金等価物	6	4,276,078
損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の 金融資産	3, 4, 5	599,897,052
未収金	7	149,973
資産合計		604,323,103
負債		
未払金	8, 10	4,361,668
負債合計		4,361,668
持分合計		599,961,435
負債及び持分合計		604,323,103
発行済受益証券口数		68,388
受益証券1口当たり純資産価格 - 日本円クラス		8,773

添付の注記及び附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。
 受託会社を代表して サラ・キンセラ コナー・カーティン
 日付：2013年4月2日

(2) 損益計算書

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
エピック・ヘッジファンド・セレクション1
包括利益計算書

2011年12月16日（運用開始日）から2012年11月30日までの期間

	注記	2012年度 円
収益		
現金残高に係る受取利息	2	4,785
損益を通じて公正価値で測定された金融資産の純利益	11	(50,118,635)
		<hr/>
総損失		(50,113,850)
		<hr/>
費用		
管理会社報酬	10	1,683,065
販売会社報酬	10	10,835,817
管理事務代行会社報酬	10	4,375,254
保管銀行報酬	10	456,774
受託会社報酬	10	1,141,935
設立費用	10	9,700,000
監査報酬	10	1,699,469
弁護士報酬	10	2,500,000
その他費用	10	1,532,401
		<hr/>
費用合計		33,924,715
		<hr/>
包括利益合計		(84,038,565)

損益はすべて継続運用に関連したものである。

この包括利益計算書に表示された以外に、認識した損益はない。

添付の注記及び附属明細表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
エピック・ヘッジファンド・セレクション1
持分変動計算書
2011年12月16日（運用開始日）から2012年11月30日までの期間

	2012年度 円
期首持分	—
持分受益証券の発行による手取金	684,000,000
包括利益合計	(84,038,565)
期末持分	<u>599,961,435</u>

添付の注記及び附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

エピック・ファンド・オブ・ファンズ・シリーズトラスト
 エピック・ヘッジファンド・セレクション1
 キャッシュ・フロー計算書
 2011年12月16日（運用開始日）から2012年11月30日までの期間

2012年度

円

営業活動によるキャッシュ・フロー

包括利益合計 (84,038,565)

包括利益合計から、営業活動による純キャッシュ・フローへの調整:

資産及び負債の増減

損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の

金融資産の増加額 (599,897,052)

未収金の増加額 (149,973)

未払金の増加額 4,361,668

営業活動による純キャッシュ・フロー (679,723,922)

財務活動によるキャッシュ・フロー

持分受益証券の発行による手取金 684,000,000

財務活動による純キャッシュ・フロー 684,000,000

現金及び現金等価物の純変動 4,276,078

現金及び現金等価物の期首残高 —

現金及び現金等価物の期末残高 4,276,078

キャッシュ・フローに関する補足情報:

受取利息 4,740

添付の注記及び附属明細表は、この財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記
2012年11月30日

1. 概要

エピック・ヘッジファンド・セレクション1（以下、「当シリーズトラスト」という）は、2011年10月24日にエピック・ファンド・オブ・ファンズ（以下、「当トラスト」という）のシリーズトラストとして設定され、信託宣言の適用を受けるオープンエンド型のアンブレラ型投資信託である。

2012年11月30日現在、当トラストにはシリーズトラスト1本のみが設定されており、当シリーズトラストは、2011年12月16日に運用を開始した。本財務諸表は、当シリーズトラストの勘定のみから構成されている。

当シリーズトラストの投資目的は、リスクを最小限に抑え長期的に絶対収益を達成することである。投資運用会社は、自らが運用する集団投資スキームへの資産の投資を通じ、かかる目的の達成を目指している。投資運用会社は、当シリーズトラストが投資する集団投資スキーム及び各集団投資スキームに対する割当比率を決定する。当シリーズトラストは現金又は預金を保有することもでき、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的とする場合などに、投資運用会社が自らの裁量で決定する国債、譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品に投資することもできる。（詳細は、注記5を参照のこと。）

2. 主要な会計方針

当シリーズトラストが採用した重要な会計方針は、次のとおりである。

コンプライアンス報告書

この財務諸表は国際会計基準審議会 (IASB) が公表した国際財務報告基準（「IFRS」）及び国際会計基準審議会・国際財務報告解釈指針委員会が公表した解釈指針に基づき作成されている。

作成の方針

この財務諸表は、日本円（以下、「JPY」という）で表示されている。この財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の金融資産及び損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有の金融負債については公正価値で作成されている。その他の金融資産及び金融負債は、償却原価で計上されている。買戻可能証券はその買戻金額で計上されている。

国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して財務諸表を作成するため運用会社は、方針の適用、資産及び負債の計上金額、収益及び費用に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を行う必要がある。この見積り及び仮定は、過去の経験及び状況において合理的と考えられるその他の様々な要因に基づき設定されており、その結果は、その他の原始書類からは容易に明らかとならない資産及び負債の簿価に関する判断の基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

見積り及び仮定は、継続的に見直しが行われている。会計上の見積りの変更は、当該見積りが変更された会計期間において認識される。

(i) IFRS第9号 金融商品

IFRS第9号は、金融資産の分類と測定に関して規定するものであり、金融資産に関するその要件はIAS第39号の現行の要件からの重要な変更を表している。IFRS第9号には、金融資産の主たる2つの測定分類（償却原価及び公正価値）が含まれている。金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するというビジネスモデル上の目的に基づいて保有されており、かつ金融資産の契約上の条件が、元本の支払及び元本残高に対する利息のみであるキャッシュ・フローを特定の日に生じさせている場合には、金融資産は償却原価で測定される。その他の金融資産はすべて公正価値で測定される。

IFRS第9号は、現行のIAS第39号の分類である「満期保有資産」、「売買可能資産」、「貸付金」、「債権」を廃止している。売買目的で保有されていない持分商品への投資については、IFRS第9号は、その他の包括利益で投資からのすべての公正価値の増減を示すために、ユニットごとに当初の認識時に取消不能の選択を認めている。その他の包括利益で認識された公正価値の増減は損益に再分類される。

しかし、これらの投資からの受取配当金は、投資のコストの部分的回収であることを明確に表していない場合には、その他の包括利益ではなく損益として認識される。その他の包括利益において公正価値の増減を示すことを企業が選択しない場合には、持分商品への投資は損益で認識された公正価値の増減とともに公正価値で測定される。

IFRS第9号は、同号の適用範囲内の金融資産である主契約に組み込まれたデリバティブは、分離処理されないことを求めている。代わりに、ハイブリッド金融商品が償却原価又は公正価値で測定されるべきかどうかについて全体として評価される。IFRS第9号は、2013年1月1日以降開始する年次期間より適用される。早期適用も認められているが、当シリーズトラストでは適用していない。

当シリーズトラストは現在、IFRS第9号の影響の可能性を評価している。当シリーズトラストの金融資産の大部分は損益を通じて公正価値で分類されていることから、IFRS第9号は、当シリーズトラストの財務諸表に重要な影響を及ぼさないものと予想される。

(ii) IFRS第10号 連結財務諸表

2013年1月1日以降開始する年次期間より適用されるIFRS第10号は、被投資企業が連結対象となるか否かを決定するための単一の管理モデルを取り入れている。IFRS第10号は、当シリーズトラストの財務状態又は成績に対し影響を及ぼさないものと予想される。

(iii) IFRS第12号 他の企業に対する持分の開示

2013年1月1日以降開始する年次期間より適用されるIFRS第12号は、子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社及び非連結の仕組事業体に対する持分の全ての開示要件を単一の基準にまとめるものである。IFRS第12号は、当トラストの財務状態又は成績に対し影響を及ぼさないものと予想される。

(iv) IFRS第13号 公正価値の測定

IFRS第13号は、2013年1月1日以降開始する年次期間より発効することとなっており、早期適用はされていない。IFRS第13号は、公正価値の測定方法に関する単一の指針を示しており、現行のIFRSにおいて分散している公正価値の測定方法に置き換えられるものである。IFRS第13号が当トラストの財務諸表に与える影響は、現在評価中であり、経営陣はIFRS第13号の適用による影響をまだ決定していない。

金融商品

(i) 分類

当シリーズトラストは、IAS第39号に基づき、当シリーズトラストによる投資を損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類している。損益を通じて公正価値で測定される金融資産の分類には売買目的の金融資産が含まれ、これには集団投資スキームが含まれる。

(ii) 認識

当シリーズトラストは、当該金融商品の契約上の規定の当事者になった日に金融資産及び金融負債を認識する。金融資産の通常の購入においては、取引日基準を用いて認識している。当該取引日から、金融資産又は金融負債の公正価値の変動から発生する損益が包括利益計算書に計上される。金融商品の売却による実現損益は、先入先出法(FIFO)で計算する。

(iii) 取得時の測定

金融商品は、取得時に公正価値（取引価格）及び（損益を通じて公正価値で測定されない金融資産又は金融負債の場合には）当該金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引費用で測定する。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る取引費用は即時に費用計上する。

貸付金及び債権として分類される金融資産は、実効金利法で計算した償却原価から（該当する場合には）減損損失を控除した金額で計上する。当シリーズトラストが発行する買戻可能受益証券から生じる金融負債は、当シリーズトラストの資産の残余権益に対する投資家の権利を表す買戻価格で計上する。

取得時の測定後、当シリーズトラストは、損益を通じて公正価値で測定され、分類されている金融商品をその公正価値で測定している。公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換され、又は負債が決済される価格をいう。金融商品の公正価値は、公認の証券取引所又は評判の高いブローカー／取引相手方から入手した市場価格に基づき計上し、取引所に上場されていない金融商品の場合には、将来予想される売却費用を含め、財務状態計算書日の市場価格に基づき計上する。

金融資産は現在の買値で計上する。有価証券の取引価格が表示されていない、又は入手できない証券取引所において上場されている有価証券及び証券取引所に上場されていない有価証券は、管理会社と協議した後に受託会社、この目的のために受託会社によって承認されたしかるべき者又は受託会社によってその価値が承認されている場合にはその他の方法によって、慎重かつ誠実に推計された推定実現価値によって評価する。

(iv) 取得後の測定

損益を通じて公正価値で測定される金融商品の公正価値の取得後の変動は、包括利益計算書に計上する。

(v) 認識の中止

当シリーズトラストは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、その譲渡がIAS第39号に従った認識の中止の要件を満たす場合に金融資産の認識の中止を行う。

(vi) 金融商品の相殺

当シリーズトラストが市場リスクを相殺する資産及び負債を有し、かつ相殺する法的権利を有している場合、リスクポジションの相殺に当たり、市場仲値を公正価値の基礎とし、必要に応じて、ネットオープンポジションに買い呼値又は売り呼値を適用する。

外貨換算

当シリーズトラストの財務諸表に含まれる項目は、当シリーズトラストが運用する主たる経済環境の通貨、すなわち、日本円で測定する。有価証券取引は、当該取引の取引日に財務諸表に計上し、日本円に換算されている。当該有価証券が日本円（機能通貨／表示通貨）以外の通貨建てである場合、当該取引は、当該取引日終了時点の実勢レートにより日本円に換算されている。外貨建債権債務は、各会計年度末時点の為替レートで日本円に換算されている。取引活動から生じた換算差額は、当年度の包括利益計算書に計上している。

受取利息の現金残高

受取利息の現金残高は実効金利ベースで計上される。

税金

ケイマン諸島の現行法に基づき、当トラストには、所得税、相続税、法人税、キャピタルゲイン税などのケイマン諸島の税金で未払のものはない。当トラストは、万が一かかる課税が立法化された場合、50年間かかる課税を免除される旨の約束をケイマン諸島議会議長から取り付けている。したがって、この財務諸表には納税引当金を計上していない。当シリーズトラストは、一部の利息、配当金、キャピタルゲインについて外国の源泉徴収税を課税される場合がある。

費用

費用は、発生基準で損益に計上される。

現金及び現金等価物

現金及び現金等価物とは、保管銀行に保有する現金である。

シリーズトラストによって発行された受益証券

当シリーズトラストは、発行された金融商品を、当該商品の契約条項の内容に従い金融負債又は持分商品に分類している。

当シリーズトラストは単一のクラスの買戻可能受益証券で構成される。当シリーズトラストによって発行された買戻可能受益証券について、投資家は、買戻日及び当シリーズトラストの解散の場合に当シリーズトラストの純資産に対する当該投資家の持分の割合に応じた価額での買戻を請求する権利を有する。発行された当該買戻可能受益証券は、最も劣後する金融商品であり、IAS第32号に従い資本に分類される。

3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び負債

2012年度
円

損益を通じて公正価値で測定される金融資産

売買目的:

- 集団投資スキーム

599,897,052

損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計

599,897,052

4. 金融商品の公正価値

下記の表は、以下のいずれかに基づき分析された公正価値で認識された金融商品を示している。

- ・ 活発な市場における同一の資産負債の相場価格（レベル1）
- ・ （価格として）直接又は（価格から）間接的に資産負債に関して観察できる、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価額（レベル2）
- ・ 資産負債に関して観察可能な市場データに基づかないインプット（観察不可能なインプット）を用いた評価額（レベル3）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
2012年度	円	円	円	円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
売買目的保有:				
- 集団投資スキーム	-	599,897,052	-	599,897,052
	<u>-</u>	<u>599,897,052</u>	<u>-</u>	<u>599,897,052</u>

5. 金融リスク管理

当シリーズトラストの金融商品から生じる主要なリスクは、次のとおりである。

市場リスク

市場価格リスクは、保有する金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。このリスクは、価格変動の影響を受ける市場ポジションをとることにより当シリーズトラストが被るかもしれない損失の可能性を示している。

当シリーズトラストの投資目的は、リスクを最小限に抑えながら長期的に絶対収益を上げることにある。投資運用会社は、自らが運用する集団投資スキームへの投資を通じ、かかる目的を達成することを目指している。投資運用会社は、当シリーズトラストが投資する集団投資スキーム及び各集団投資スキームに対する割当比率を決定する。当シリーズトラストは現金又は預金を保有することもでき、買戻請求に対する一時的な資金調達を目的とする場合などに、投資運用会社が自らの裁量で決定する国債、譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーなどの短期市場商品に投資することもできる。

当シリーズトラストの運用実績は、伝統的なロングポジションのみの投資方針に比べ、市場全体の動き又は主要な株価指数との相関関係は相対的に低い。市場リスクは、バリュー・アット・リスク (VaR) によって測定できる。

2012年度

1日VaR (信頼水準95%)

-0.45%

2011年12月16日 (運用開始日) から2012年11月30日までの期間の日ごとの純収益から算出した。

VaRは、統計的手法により測定した数値で、通常の市況において、ある一定の期間保有すると仮定し、ある一定の信頼水準で、ポートフォリオがどの程度損失を被るかを示したものである。例えば、信頼水準95%で1日VaRが1%の場合、平均して100取引日のうち95日については、ポートフォリオの1日の損失が1%を超えないことを示している。この1日VaRの数値の基礎となる基本的仮定として、ポートフォリオ全体を1日間保有するものとしている。

VaR分析の限界の開示

- VaR分析は、過去のデータに基づいたものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関、市場ストレス下の市場の流動性水準が過去のパターンと何ら関連がないかもしれないという事実を考慮できていない。
- 市場価格リスク情報は、正確な数値ではなく、リスクの相対的な推定である。
- 市場価格リスク情報は、仮説に基づく結果を示したものであり、予測を意図したものではない。
- 将来の市況は、過去に経験したものと著しく異なる可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクとは、価格変動が著しく金融市場が逼迫した時に、当シリーズトラストが合理的な価格で投資ポジションの規模を迅速に調整することができない可能性をいう。

当トラストの主要な債務は、投資家が売却を希望した場合の受益証券の買戻しである。受益者は、記入済みの買戻し請求書を関連する買戻し日がある月の前月の第5営業日又は特定の場合に受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時まで送付しなければならない。

受益証券に流通市場が存在する見込みはない。したがって、受益者は日常的な買戻しによってのみ受益証券を処分することが可能となる。関連する販売会社が取引日に受益証券の買戻しを実行できるか否かは、受益証券の買戻しを実行する受託会社の能力又は裁量に依存する。投資運用会社 (又は正当な権限を有するその代理人) が、受益証券の買戻しを実行する目的で当シリーズトラストのポートフォリオ

における持分を現金化することができない場合、受託会社はその単独の裁量により又は投資運用会社と協議のうえ純資産価額の決定及び受益証券の買戻しを停止することができる。

当シリーズトラストは、集団投資スキームに投資することができるが、その結果流通市場が存在しない有価証券及びデリバティブに投資する場合がある。投資運用会社は、かかる流動性の欠如それ自体は問題とみなしておらず、実際、投資運用会社は長期的かつ非流動的な投資によって多様な利益及び流通市場では得られないリターンの機会を得られると確信しているため、これらの低流動性の有価証券に厳密な割当を行っている。

集団投資スキームから換金できないことの副次的な影響は、当シリーズトラストの資産に関し、投資運用会社が要求するほどダイナミックに再割り当てを行うことができない点である。かかる制限は、集団投資スキームが期待される流動性に関し制約を課していない場合でも存在する。通常の市場及び営業状況においても、当該集団投資スキームがまれにかつ十分な事前の通知を行った上でのみ買戻しが許される場合は、当シリーズトラストの集団投資スキーム間での資産の再割り当てに対する柔軟性は制限される。

下表は、2012年11月30日現在の当シリーズトラストの金融負債を分析したものである。

	1ヵ月未満	1ヵ月以上 3ヵ月以内	合計
	円	円	円
2012年			
未払金	1,386,512	2,975,156	4,361,668
金融負債合計	1,386,512	2,975,156	4,361,668

信用リスク

取引相手方が認識された各金融資産に関連して、その義務を履行しない場合に当シリーズトラストが被る信用リスクの最高金額は、財務状態計算書に記載されている当該資産の簿価である。当シリーズトラストは、当シリーズトラストが取引する相手方の信用リスクにさらされており、また決済が不履行となるリスクも負っている。実質上全ての現金及び売買目的有価証券は保管銀行において保有される。投資運用会社の見解としては、保管銀行は信頼できる相手方であり、当シリーズトラストの金融商品について重大な信用損失を被るとは考えていない。2012年11月30日現在、資産はA1格付け（ムーディーズによる）を取得している保管銀行によって全額保有されている。

2012年11月30日現在、集団投資スキームの資産は、保管銀行によって全額保有されている。

当シリーズトラストは、いくつかの点でクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（集団投資スキームの「プライムブローカー」）の信用リスクにさらされている。(a) 担保を構成し、プライムブローカーの自己投資から分別管理できない投資があること、(b) プライムブローカーの名義で登録され、プライムブローカーの自己投資から分別管理されていない投資があること、(c) 投資は、プライムブローカー又はその関連会社のために、プライムブローカー又はその関連会社が貸借又はその他の方法で使用することができ、そのため、その投資がプライムブローカー又はその関連会社の資産となること。ただし、当シリーズトラストは、同等の資産の返還を求める権利を有する。(d) プライムブローカーは、当シリーズトラストに代わり、現金を保有しているが、この現金はFSAのクライアントマネー規則に基づく顧客資金の保護の対象とはならない。したがって、プライムブローカーが支払不能に陥った場合、プライムブローカーが保有する当シリーズトラストの現金及び投資の全額を当シリーズトラストが回収できないリスクがある。クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドをプライムブローカー会社として100%所有しているクレディ・スイス・グループの現在の格付けは、ムーディーズはA2、スタンダード・アンド・プアーズはA、フィッチはAである。

通貨リスク

当シリーズトラストのほとんどすべての金融資産負債は、円建てであり、財務状態計算書の金額及びトータルリターンは為替レートの変動によって著しい影響を受けることはない。

金利リスク

現金残高には変動金利が適用される。

現金及び現金等価物を除く当シリーズトラストの金融資産と負債は無利息である。このため、当シリーズトラストは、市場金利の実勢水準の変動による重要なリスクの影響を受けない。財務状態計算書日に金利が1%上昇した場合には、利益が42,761円増加し、金利が1%低下した場合には、利益は同額減少しただろう。

下表は、2012年11月30日現在、当シリーズトラストが負っている金利リスクを要約したものである。

2012年	1ヵ月未満	1ヵ月以上 3ヵ月以内	無利息	合計
	円	円	円	円
資産				
現金及び現金等価物	4,276,078	—	—	4,276,078
損益を通じて公正価値で測定 される売買目的の金融資産	—	—	599,897,052	599,897,052
未収金	—	—	149,973	149,973
資産合計	4,276,078	—	600,047,025	604,323,103
負債				
未払金	—	—	4,361,668	4,361,668
負債合計	—	—	4,361,668	4,361,668

6. 現金及び現金等価物

現金残高は、保管銀行に保有されている。

7. 未収金

	2012年度 円
前払費用	149,928
未収利息	45
	<u>149,973</u>

8. 未払金

	2012年度 円
未払費用（注記10）	4,361,668
	<u>4,361,668</u>

9. 持分受益証券

当シリーズトラストには、日本円の1種類の受益証券クラスがある。

	2012年度
日本円	
期首発行済受益証券口数	-
発行済受益証券口数	68,388
	<u>68,388</u>
期末発行済受益証券口数	<u>68,388</u>

受益証券は、当初申込期間中に受益証券1口当たり10,000円の販売価格で申込み可能であり、その後は後述の各取引日に申込み可能である。

当初申込期間の終了後における受益証券1口当たり販売価格は、当該取引日の直前の評価日の評価時点における純資産価額を当該評価日現在の当該クラスの発行済受益証券数で除し、1円未満を四捨五入して算出される。かかる四捨五入による利益は当シリーズトラストが留保する。

受益証券に関し、当初申込における引受人1名当たりの最低投資金額は、投資者1名につき100万円であり、追加申込における最低金額は受益者1名につき100万円の整数倍とする。

受益証券は、以下の通り、各買戻日に受益者の選択により買戻のために提出することができる。受益者は記入済みの買戻請求書に管理事務代行会社が要求する情報及び書類を添えてファクシミリ又は（PDF形式の署名済み申込書を）電子メールで（書類の原本は追って郵送する）、関連する買戻日がある月の前月の第5営業日の午前10時（ダブリン時間）までに管理事務代行会社が受領できるよう、又は特定の場合受託会社が投資運用会社と協議の上決定するその他の時間までに受領できるよう送付しなければならない。

受益者による各買戻日における最低買戻金額は100万円とし、その後は全額買戻しの場合を除き100万円の整数倍又は投資運用会社が随時定める金額とする。ただし、買戻請求により100万円未満の価値の受益証券を保有することとなる受益者（実質所有者を含む。）から買戻請求書が提出される場合、当該買戻請求はかかる受益者が保有する受益証券全額の買戻しの場合のみ投資運用会社の決定により認められる。

受益証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日の直前の評価日の評価時点における純資産価額を当該評価日現在の当該クラスの発行済受益証券数で除し、1円未満を四捨五入することにより算出される。四捨五入による利益は当シリーズトラストが留保する。受益証券1口当たり買戻価格を計算するため、受託会社は、受益証券1口当たり純資産価額から、買戻請求に応じるための資金調達のため資産を現金化又はポジションを決済することにより、当シリーズトラストの勘定に発生した財務及び販売手数料を反映した適切な引当金を差引くことがある。

10. 報酬及び費用

管理会社の報酬

管理会社は、当シリーズトラストの管理会社としての任命に関し3,000米ドルの日本円相当額を1回受領する権利を有する。この金額は当シリーズトラストの設立費用の一部として償却される。

管理会社は、年間15,000米ドルの日本円相当額の報酬を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時には投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。管理会社はまた、当シリーズトラストへの主たる事務所の提供に関し、年間7,000米ドルの日本円相当額を当シリーズトラストの資産から年1回、前払いで受領する権利を有する。

投資運用会社は、投資運用契約に基づき提供するサービスに関し、報酬を受領せず、組入ファンドの段階で間接的に報酬を受ける。

受託会社の報酬

受託会社は、当シリーズトラストの資産から、年1,200,000円の報酬を、毎月、後払いで受領する権利を有し、また、当シリーズトラストの終了時に投資運用会社と書面で合意した金額を受領する。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.08%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.06%。ただし、最低報酬額は年額432万円とする。

管理事務代行会社は、当シリーズトラストの管理事務代行会社としての任命に関し、40万円の報酬を1回受領する権利を有する。この金額は、ファンドの設立に関する費用の一部として償却される。

これらの報酬は各評価日現在で計算され、毎月後払いで支払われ、付加価値税が課税される（もしあれば）。

また、受託会社は、当シリーズトラストの資産から、事務管理会社の合理的かつ適切に証明された支出、費用、（ファンドの書類の現行化／レビューに係る手数料を含む）手数料、（付加価値税を含めた）訴訟費用を含む当座払い費用、当シリーズトラストに対する事務管理業務を事務管理会社又はその代理人が提供するにあたり発生する費用（事務管理業務の提供に係るこの費用については、事務管理会社が支払いを行う前に受託会社の承認を受ける）を支払う。

保管銀行の報酬

保管銀行は、当シリーズトラストの資産から支払われる以下の報酬を受託会社から受領する権利を有する。

- ・ 残高150億円までは、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.02%。
- ・ それ以上の残高については、月末の純資産価額（成功報酬又は何らかの収入及びキャピタルゲインからの分配金支払がある場合、その発生前）に対して年間0.01%。ただし、最低報酬額は月額4万円とする。
- ・ 申込及び買戻の1回の指図につき、1万2千円の取引報酬。

また、保管銀行の立替金又は雑費（付加価値税が課される場合、それを含む。）、銀行口座維持手数料、銀行業務手数料、通常の代理手数料及び保険費用（適用ある場合）並びにサブ・カストディアンへの報酬（通常の商取引上の条件によるものとし、取引報酬を含む。）並びに保管銀行の全ての（制限されない）弁護士費用を含むがそれらに限定されない費用を支払う権利を有する。

販売会社は、当シリーズトラストの資産から、純資産価額の年1.25%の販売報酬を受領する権利を有する。各評価日に発生及び計算され、毎月後払いで支払われる。

当シリーズトラストの設立に関連した費用及び手数料（疑義を避けるため付言すると、目論見書、追補目論見書、基本信託証書及び追補信託証書並びにその他当シリーズトラストに関する全ての契約書に関連する登録費用及び政府手数料並びに専門家の手数料を含む。）（以下「設立費用」という。）の金額は約970万円となる見込みである。かかる設立費用は、投資運用会社が受託会社又はその正式な代理人と協議の上その他の方法を適用することを決定しない限り、当初募集期間の終了時から当シリーズトラストの第5会計年度が終了するまでの期間で償却される。2012年11月30日現在、かかる金額は全額費用に計上された。

未払報酬

2012年11月30日現在の未払報酬は、次のとおりである。

	2012年度 円
販売会社報酬	886,512
管理事務代行会社報酬	476,079
保管銀行報酬	40,000
受託会社報酬	100,000
設立費用	852,906
監査報酬	1,699,469
その他未払費用	306,702
	<hr/>
	4,361,668

11. 正味実現及び未実現損失

	2012年度 円
売買目的保有の金融商品	
投資に係る正味実現損失	(961, 939)
通貨に係る正味実現損失	(16, 389)
投資に係る正味未実現損失の変動額	<u>(49, 140, 307)</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純損失	<u>(50, 118, 635)</u>

12. 関連当事者取引

当事者は、財政上又は運営上の意思決定を行うにあたり、一方の当事者が他方の当事者を支配又は他方の当事者に重大な影響を与える場合、関連当事者と見なされる。受託会社、管理会社及び関連会社は、当シリーズトラストの関連当事者と見なされる。通常の営業過程における取引を除き、関連当事者との取引は行われていない。当期間に関連当事者に支払った報酬は、包括利益計算書において開示されている。関連当事者への期末未払報酬額は、注記10に開示されている。

13. 取引純資産価額の財務諸表純資産価額への調整

当シリーズトラストの設立及び編成費用に関連するすべての報酬及び費用は、当シリーズトラストが負担する。IFRSに従い、970万円と見積もられた設立費用の全額が、発生した期間の包括利益計算書に計上された。取引目的に使用される受益証券1口当たり報告純資産価額の計算のため、当シリーズトラストの設立に関するこれらの設立費用は最初の5会計年度にわたり償却されるか又は管理会社が決定する他の期間に管理会社はその絶対的な裁量により目論見書に従い公正であるとみなす方法で償却される。

	2012年度
財務諸表上の純資産価額	599, 961, 435円
設立費用調整	7, 853, 512円
取引純資産価額	607, 814, 947円
受益証券口数	68, 388
受益証券1口当たり純資産価額	8, 773円
受益証券1口当たり取引純資産価額	8, 888円

14. 分配方針

受託会社は、受益証券に関する当シリーズトラストの収益及び実現されたキャピタルゲインの分配を行わないものとする。受託会社は、投資運用会社の助言に基づき、分配を行うことができる新たなクラスの受益証券を創設することができる。

15. 後発事象

本財務諸表において開示する必要がある後発事象はなかった。

16. 財務諸表の承認

受託会社は、2013年4月2日に本財務諸表を承認した。